

平成29年度地域環境保全功労者表彰実施要領

1. 目的

平成29年度環境月間行事の一環として、各都道府県、各政令指定都市等において環境保全に関し特に顕著な功績のあった者（団体を含む。以下同じ。）に対し、その功績をたたえるため、表彰を行う。

2. 表彰者

環境大臣

3. 表彰の対象者

次の各号の一に該当して、特に顕著な功績のあった者

- ① 多年環境保全に関し普及啓発活動、その他公共的活動を行った者
- ② 環境保全に関する学術研究に従事し、又は、研究開発を行った者
- ③ 多年環境行政の推進に協力した者
- ④ 環境行政に従事していた者であって、その推進に尽力した者（ただし、懲戒処分を受けた者は、原則として除く。）

4. 表彰の方法

表彰状及び記念品を授与して行う。

5. 表彰の月日

平成29年6月14日（予定）

6. 被表彰者の決定手続

被表彰者は、都道府県又は政令指定都市の長及び地方環境事務所長から推薦があった者につき、省内の審査を経て、環境大臣が決定する。

7. その他

環境大臣は特に必要と認めるときは、新たに部門を設け、表彰を行うことができる。
この場合、当該部門に係る表彰の実施要領は、別に定めるものとする。

平成29年度地域環境保全功労者表彰の推薦基準

1. 表彰の対象となる活動（以下「対象活動」という。）は、平成28年度地域環境保全功労者表彰実施要領（以下「実施要領」という。）の「3 表彰の対象者」に掲げる活動であって、その活動が他の模範となり、推奨できるものであること。
2. 対象活動を行った期間が、次に掲げる期間以上であること（ただし、実施要領3の④に該当する者を除く。）。
 - （1）個人にあっては、概ね10年間
 - （2）団体にあっては、概ね7年間
 - （3）団体の連合体である団体にあっては、構成員である団体が当該連合体の設立以前に行った期間を通算して概ね7年間
3. 個人にあっては、原則として年齢が満50歳以上であること。
4. 団体にあっては、対象活動が将来にわたり継続する見込みであること。
5. 原則として、同一事由による都道府県又は政令指定都市の長の表彰を受けたことがあること。
6. 勲章受章者及び同一事由による褒章受章者は、表彰の対象としない。
7. 同一の功績についてすでに他の表彰制度による環境大臣（環境庁長官）の表彰を受けている者は、表彰の対象としない。
8. 一の推薦者から推薦することができる被推薦者の数は、2者（団体含む）までとする。